

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 GS03-01
- 2 案件名 宝塚市業務プロセス変革支援業務
- 3 案件場所 宝塚市役所本庁舎内など
- 4 契約期間 契約日 ～
令和3年(2021年)10月31日
- 5 契約相手方
住所: 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
社名: デロイト トーマツ コンサルティング合同会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
業務プロセス改革は、本市の実態に即した内容で展開し、段階的な取組によって確実な成果に繋げていくことが必要である。
そのため、民間事業者との共同研究から開始し、本市の実態に即した研修やワークショップ、技術支援によるBPRやRPAの導入を行い、昨年度は、これら取組を継承し、「業務改革支援事業」として、当該事業者が保有する固有の技術を活用し、各部署における業務プロセスの課題や見直しによる効果の可視化、業務プロセスの類型化やモデル選定と、これら業務のプロセス変革を着実に進めていくためにロードマップを策定した。
今年度は、このロードマップに基づき、スピード感を持って業務プロセス変革を進め、確実な成果を出す必要があるが、そのためには、当該事業者のもつ固有の技術を活用しなければその実現が困難である。また、他事業者が実施するとなれば、昨年度に実施した担当部局へのヒアリングなどを再度行う必要性が生じ、担当課の負担や混乱、また、時間的コストも含め重複的な投資を行うことになる。
そのため、当該事業者を指名して特名随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先
課名: 行革推進課 内線: 2012

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 9 2
- 2 案件名 行政事務用プリンタの賃貸借及び保守に関する契約に係る保守延長業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内 他
- 4 契約期間 契約日 ～
令和5年（2023年）11月30日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 NECフィールドディング株式会社 神戸支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

(指定理由)
本保守業務の対象となるプリンタは、市のネットワークに接続され、全庁各部署において利用していることから、常に安定した運用が必要となります。
上記契約相手方は当該機器の導入事業者であり、かつ、保守業務も行っているため、当該機器の仕様・動作環境等に精通しており、常に安定かつ迅速な保守業務が期待できます。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：2559

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 9 3
- 2 案件名 オンライン用プリンタ等の賃貸借および保守に関する契約の保守延長業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内 他
- 4 契約期間 契約日 ～
令和5年（2023年）12月31日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当
(指定理由)
本保守業務の対象となるプリンタは、市のネットワークに接続され、全庁各部署において、また、住民サービスの根幹となる住基システム等でも利用していることから、常に安定した運用が必要となります。
上記契約相手方は当該機器の導入事業者であり、かつ、保守業務も行っているため、当該機器の仕様・動作環境等に精通しており、常に安定かつ迅速な保守業務が期待できます。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：2559

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K4 — 139
- 2 案件名 WindowsServer 関連 CAL の使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 納入期限 令和3年(2021年)8月31日
- 5 契約相手方
住所: 神戸市中央区東町126番地
社名: NEC フィールディング株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

(指定理由)

本案件について、令和3年7月8日開札の一般競争入札に付しましたが、応札が1者しかなく不調となりました。

本案件で調達する製品については、製品メーカーであるマイクロソフト社による突然の値上げのため、7月16日までに契約を締結しなければ価格が3割前後高騰します。7月16日までに再度入札を行う時間的余裕がないことから、応札のあった1者と特名随意契約を行うものです。

7. 問い合わせ先

課名: 情報政策課

内線: 2559

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 宝窓委－ 1 2
- 2 案件名 令和 3 年度戸籍法等改正に伴うデータ突合に係る作業支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 4 年（2022 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名：日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務は、上記契約相手方の住基システムのパッケージに関する作業であり、同システムの作業を上記契約相手方以外に委託した場合、急な問題が発生した場合の責任の所在が不明確となり、その対処に遅れが生じるなど、同システムを利用する事務に支障をきたすおそれがあるため、上記相手方を指名するものです。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線： 2 4 7 3

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委—89
- 2 案件名 生理用品配送業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和3年（2021年）10月31日
- 5 契約相手方
住所：兵庫県宝塚市中野町4-1-1
社名：特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
コロナ禍において、女性のための相談やDV相談件数が大幅に増加しています。不安を抱える女性の増加が顕著になっており、特に、経済的理由により生理用品の購入が困難な生理の貧困問題が、学生を中心に広がっていることが問題となっています。
上記相手方は、女性や子どもの人権問題についても以前から取り組んでいる市内で唯一の団体であるため特名随意契約するものです。
7. 問合わせ先 課名：人権男女共同参画課 内線：2421

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 地福－3
- 2 案件名 高齢者学習事業づか塾（地域活動）委託
- 3 案件場所 宝塚市 売布東の町外 地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年） 7月13日
令和4年（2022年） 3月31日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市逆瀬台1丁目11番4－507号
社名： 特定非営利活動法人 いきいきシニアゼミナール

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該法人は、本市が実施する高齢者学習事業（対象60歳以上の市民）である「いきいき学舎・フレミラ」専門コースを終了した第1期生を主体として平成17年に結成され、「高年者に対して、その生き甲斐作りに関する事業を行い、地域活動の発展や世代間交流の促進に寄与する」ことを目的に、生涯学習の推進、地域活動への参画、高年者の居場所作りの推進、世代間交流事業の推進などの活動を展開している。

当該事業の目的が、シニア世代の地域活動・ボランティアのきっかけづくりであり、づか塾の卒業生がボランティアとして講座の企画・運営に関わり、地域活動の実践の場となっている上、市内の地域活動の実践者やボランティアの受入れ事業所等と構築されたネットワークを活かし、市内の特性に応じた講座運営や地域活動参画への橋渡しが可能である。また、当該事業を過去15回にわたり実施した実績をもとに、講座終了後においても卒業生がOB会を結成し情報共有や相互交流を行い、地域活動者の連携にも力を入れていることから、継続的な講座として当該団体に委託することが適当であると考えます。

7. 問合わせ先

課名： 地域福祉課 内線： 2567

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－２２
- 2 案件名 児童手当システム改修業務委託（所得計算に係る控除改正）
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和３年（２０２１年）１０月３１日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区伊藤町１１１
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２ 号該当

宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童手当システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の制度改正に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て支援課 内線：２６４９

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-23
- 2 案件名 ごみクレーンバケットNo2 修繕
- 3 案件場所 宝塚市 小浜1丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 ~
令和3年(2021年)12月28日
- 5 契約相手方
住所： 大阪府吹田市広芝町5番37号
社名： 株式会社 福島製作所大阪営業所
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)
本施設の機械は、プラントの一部を構成している重要な機械であり、他の機械・設備と複雑に関連しています。
また、ごみクレーンは、毎日搬入される燃やすごみ等をホッパに投入及びごみの攪拌を行っており、ごみ焼却において非常に重要な役割を担っています。
さらに、ごみクレーンのバケット部は開閉速度・掴み圧力において一定の能力が必要となり、また速やかな修繕が必要となります。そのためバケット部を制作した株式会社福島製作所大阪営業所しかないと判断します。
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により上記業者と随意契約を行うものです。
7. 問合わせ先
課名：管理課 内線：8288

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 1 - 2 1
- 2 案件名 宝塚市ウェルネスツーリズム推進事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和4年（2022年）3月31日（木）まで
- 5 契約相手方
住 所： 兵庫県尼崎市南武庫之荘3-20-12
社 名： 株式会社 地域環境計画研究所
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務を委託するにあたり公募型プロポーザルを実施したところ、2者から提案があった。提案者から提出された企画提案書等に基づき、宝塚市ウェルネスツーリズム推進事業業務委託公募型プロポーザル審査会において厳正な審査を行った結果、当該事業者が本業務委託の優先交渉権を得た。
当該事業者の提案内容等が、本業務委託の目的達成に資するものと判断したため、
委託先として指定する。
- 7 問合わせ先
課名： 観光企画課 内線： 2626

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-143
- 2 案件名 養護学校スクールバス運行管理業務委託 (R3 臨時2・3学期)
- 3 案件場所 宝塚市立 養護学校
- 4 契約期間 契約日から令和4年(2022年)3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 伊丹市池尻3丁目224-3
社名： フクユ観光バス株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

当該案件は市立養護学校に通う児童・生徒の通学時に、新型コロナウイルス感染症拡大の予防としてスクールバス内で密集状態を避けるために増便を行うものである。登録業者へ見積書提出を依頼し見積合わせを行った結果、全者において見積辞退もしくは不参加であったため不調となった。

当該案件は新学期より運行を開始する必要があり、市立養護学校の保有車両に限りがあるため車両持込が可能な業者へ参考見積を依頼したところ、車両持込かつ業務の遂行が可能な業者が1者のみであった。

よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、車両持込で業務遂行が可能であるフクユ観光バス株式会社を指定する。

7. 問合わせ先

課名：教育企画課 内線：2174